社会保険労務士事務所

ソーシャル ブライト マネジメント

154.0011 東京都世田谷区上馬4-24-9 パークハビオ 204 tel 03.3413.8822 fax 03.3413.8833 http://www.s-b-m.jp/

SBM NEWS

人事労務管理に関するお便り

平成 28 年 3 月号

働く女性の「出産後の就業」 についての意識は?

◆出産後に仕事への意欲が下がる女性は2割弱

人材不足や女性の社会進出が進むなか、かつてのように結婚や出産を機に仕事を辞めるという女性は減少傾向にあり、子供を生んだ後も仕事を続ける女性は増加しています。一方で、企業としては、産休・育休復帰後の社員の就業への意識も気になるところです。

エン・ジャパン株式会社が同社のサイト『エン転職 WOMAN』の利用者で、子育て中の女性を対象に行った「ワーママ (ワーキングマザー)の就業意識」調査 (回答者 368 名)によると、「出産前と比較して、仕事への意欲はどう変化しましたか?」という質問に対して、「上がった(上がった、変わらず高い)」が 46%、「変わらない (普通)」が 36%となり、「下がった(下がった、変わらず低い)」と答えた割合は 18%となったそうです。

仕事への意欲が下がる人もいる一方、全体としては就業意欲 を維持している女性が多いことがわかります。

◆意欲が下がる職場環境とは?

職場復帰後の女性にとって、会社の職場環境は、仕事を続けていけるかいけないかを左右する大きな問題です。調査では「出産前と比較した仕事への意欲 に職場環境で影響をおよぼしているものを教えてください」(複数回答可)との質問に対する回答として、意欲が上がった方と下がった方の結果を比較したところ、以下のような結果となったそうです。

- ・「周囲からの評価」(意欲が下がった方:46%、上がった方: 35%)
- ・「職場の人間関係」(同:42%、32%)
- 「会社からの期待」(同:35%、23%)

「責任のある仕事を任せてもらえない」「勤務時間が短いだけ で評価が下がった」など、会社や周囲からの期待が低いこと で意欲低下につながっている意見が目立っています。

◆労使共に納得のいく環境づくりを

調査では、反対に意欲が上がった影響として、「時間の配慮」 や「産前と変わらない評価」をしてもらえたこと等の声があ がっています。

労使共に負担とならないようコミュニケーションをとりなが らの柔軟な対応や、今後は従来の働き方の見直しも求められ てきそうです。

重要改正事項目白押し!

雇用保険法等の改正で実務はどう変わる?

◆1 月下旬に国会上程

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が1月29日に国会に上程されました。これにより、雇用保険法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の改正が予定されています。雇用保険の適用対象者が拡大されるなど、企業にとって影響のある改正になります。具体的な改正事項として下記の項目が盛り込まれています。

◆失業等給付に係る保険料率の見直し

失業等給付に係る雇用保険料率の引下げ(改正前 1.0%→改正後 0.8%)が実施されます。(施行:平成 28 年 4 月 1 日)

◆育児休業・介護休業等に係る制度の見直し

多様な家族形態・雇用形態に対応するため、(1) 育児休業の対象となる子の範囲の拡大(特別養子縁組の監護期間にある子等)、(2) 育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件(1歳までの継続雇用要件等)の緩和等が行われます。(施行: 平成28年4月1日)

介護離職の防止に向け、(1)介護休業の分割取得(3回まで、計93日)、(2)所定外労働の免除制度の創設、(3)介護

休暇の半日単位取得、(4)介護休業給付の給付率の引上げ(賃金の40%→67%)等が行われます。(施行:平成29年1月1日、介護休業給付の給付率の引上げは平成28年8月1日)

◆高年齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保および就労 環境の整備

65 歳以降に新たに雇用される者も雇用保険の適用対象となります(保険料の徴収に関しては平成31年度分まで免除)。 (施行:平成29年1月1日)

シルバー人材センターにおける業務について、都道府県知事が市町村ごとに指定する業種等においては、派遣・職業紹介に限り週40時間までの就業が可能になります。(施行:平成28年4月1日)

◆妊娠した労働者等の就業環境の整備

妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置が義務付けられます。(施行:平成29年1月1日)

その他、雇用保険の就職促進給付の拡充(再就職手当の給付率の引上げ等)が予定されていますので、企業としては今後、 規定変更などの実務対応が必要となってきます。

今月の税務と労務の手続

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]

15 日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの> 「稅務署」
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告[市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [税務署]
- 贈与税の申告期限<昨年度分>[税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 国外財産調書の提出 [税務署]
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

31 日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の 提出「公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)〈雇入れ・離職の翌月末日〉[公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]